

神 河 町 入 札 公 告

事後審査型条件付一般競争入札の実施について

事後審査型条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

本工事の入札手続等は、神河町事後審査型条件付一般競争入札実施要領に基づき実施する。

令和 3 年 11 月 1 日

神河町長 山 名 宗 悟

1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 神河第 52 号 神河町水道管路改善工事（長谷工区）
- (2) 工 事 場 所 神河町 長谷（為信・峠） 地内
- (3) 履 行 期 限 令和 4 年 3 月 31 日（木）まで
- (4) 入 札 日 時 令和 3 年 11 月 30 日（火） 午後 1 時 00 分
- (5) 入 札 場 所 神河町役場 3 階 第 3 会議室
- (6) 工事担当部署 神河町 上下水道課
- (7) 工事の概要 別紙『神河町水道管路改善工事（長谷工区）計画概要』のとおり
- (8) 予 定 価 格 設定する。（公表は落札者の決定後ホームページで公表する。）
- (9) 最低制限価格 設定する。（同上）

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

1 に掲げる工事（以下「本工事」という。）の入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、神河町上下水道組合加入業者、又は神河町建設工事入札参加者選定要綱（平成 17 年神河町要綱第 11 号）に基づく工事契約に係る競争入札参加資格取得（令和 3 年度登録）者のうち、土木一式工事及び水道施設工事で登録申請をしており、かつ、次に掲げる全ての要件に該当する者（以下「入札参加者」という。）であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しない者。
- (2) 公告日の前日現在において、神崎郡内に本店又は建設業法に基づく許可を受けた営業所がある者で、同支店・営業所等において契約締結権限を有する代理人を置いており、かつ、同支店・営業所等において建設業法第 15 条の規定による土木一式工事及び水道施設工事に係る建設業許可を受けている者。
- (3) 本店が町内にある者は、町税に滞納がないこと。また、町内に営業機能を有する支店・

営業所等がある者は、法人町民税を納付し、町税に滞納がないこと。なお、上記以外の者にあつては、町内をそれぞれの各町内、町税及び法人町民税については各町の町税及び法人町民税と読み替えるものとする。消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。

- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する土木一式工事に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が 830 点以上、本店が町内にある者、また、町内に営業機能を有する支店、営業所等がある者は 730 点以上であり、かつ、本契約締結予定日（令和 3 年 12 月初旬）に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の期間が有効であることが入札書の提出期限までに確認できる者。
- (5) 神河町指名停止基準（平成 17 年 11 月 7 日制定。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、確認基準日及び入札日現在で受けていない者。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）、和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づく和議開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者（㈱相互設計事務所）でない者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない者。
- (8) 神河町外の業者は、神河町内に本店、営業所を置く下請人（以下「町内下請人」という。）との契約金額の合計を、本工事請負金額の 25%以上とすることのできる者。

3 所定の様式の取得方法

入札公告に示す所定の様式等については、神河町ホームページから必要に応じダウンロードして使用するものとする。ただし、この方法によることができない者にのみ、神河町総務課において印刷物の配布を行う。

神河町ホームページ <http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/>

神河町総務課（兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地 神河町役場 2 階）

4 設計図書等の閲覧

本工事に係る仕様、設計図面等（以下「設計図書等」という。）の閲覧を次のとおり行う。

- (1) 閲覧期間 令和 3 年 11 月 1 日（月）から 10 日（水）まで
(土・日・祝日を除く。)
- (2) 閲覧時間 午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。)
- (3) 閲覧場所 神河町 上下水道課

5 設計図書等の有償配布

入札参加者は、設計図書等購入申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、次に定める配布期間及び配布場所に当該申込書、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを持参して、設計図書等を購入するものとする。なお、設計図書等を定める期間

内に購入しなかった者は、入札参加資格を失う（入札参加資格を有しない者への配布は、行わない。）。

設計図書等を購入した者で、諸般の事情から入札に参加できなくなった場合は、必ず辞退届（様式第5号）を提出すること。

- (1) 価 格 一式1,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※当日、現金払いにより購入すること。
※図面等は、コンパクトディスクにて配布する。
- (2) 配布期間 令和3年11月1日（月）から10日（水）まで
（土・日・祝日を除く。）
*準備の都合上、当該申込書を事前にFAX（0790-34-0691）すること。
- (3) 配布時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (4) 配布場所 神河町 総務課
- (5) 現場説明 現場説明会は、実施しない。ただし、現場を確認したい者は、事前に上下水道課（TEL 0790-34-0966）に連絡し、許可を得て行うこと。また、時間・方法等についても調整すること。

6 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問がある場合は、質問書（様式第2号）により、提出期限までに電子メールで提出すること（配信確認を必ず行うこと）。それ以外の質問については、一切応じない。

- (1) 提出期限 令和3年11月12日（金） 午後5時まで
- (2) 提出先 神河町 上下水道課
jyougesui@town.kamikawa.hyogo.jp
（配信確認先 上下水道課 TEL 0790-34-0966）
- (3) 質問の回答 質問に対する回答は、提出締め切り後、令和3年11月16日（火）中に神河町ホームページに掲載する。

7 入札の執行

入札は、入札場所において入札書（様式第3号）を持参して行う。

入札に入札者の代理人が参加する場合は、当該代表者の権限委任を証する委任状（様式第4号）を入札場所において提出しなければならない。

- (1) 入札日時 令和3年11月30日（火） 午後1時00分
- (2) 入札場所 〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地
神河町役場 3階 第3会議室
- (3) 入札回数 2回を限度
- (4) 持参するもの
 - ① 入札書（様式第3号）
 - ② 入札金額見積内訳書
 - ③ 誓約書 …入札書（様式第3号）とは別様式

- ④ 委任状（様式第4号） ……代理人の場合
- (5) 入札書の様式及び入札書に記載する金額
- ① 入札書は、様式第3号の誓約書と一体となったものを使用すること。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を加算しない金額を入札書に記載すること。
 - ③ 入札書に記載する日付は、入札日とする（入札金額見積内訳書については任意日）。
- (6) 入札金額見積内訳書
- ① 入札に際し、入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）を入札会場において提出しなければならない。
 - ② 内訳書の様式は設計図書等の有償配付時に配付したコンパクトディスク内の金抜設計書又はそれに準じた貴社様式で提出すること。
 - ③ 工事名、工事場所、入札書記載金額の内訳及びその合計を記入し、記名押印すること。
 - ④ 数量等については、本内訳書を基に積算を行うこと。
 - ⑤ 提出された内訳書は返却せず、必要に応じて公表することがある。
- (7) 入札保証金
- 入札保証金は免除とする。ただし、落札者が契約締結を辞退した場合又は正当な理由がなく期限までに契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を町に支払うものとする。
- (8) 無効となる入札
- 次の各号のいずれかに該当する入札（入札書）は無効とする。
- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - ② 指定した入札書を使用しない入札
 - ③ 記名押印を欠く入札
 - ④ 金額を訂正した入札
 - ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑥ 内訳書に重大かつ明白な不備がある入札
 - ⑦ 最低制限価格を下回る入札
 - ⑧ 金額が0円の入札
 - ⑨ 同一入札に対し、同一入札者が一つの封筒に二つ以上の入札書を同封した入札
 - ⑩ 設計図書等を入札公告で定めた期限内に購入しなかった者のした入札
 - ⑪ 明らかに連合であると認められる入札
 - ⑫ 入札に際し不正を行った者のした入札
 - ⑬ 入札公告の指示に応じない者のした入札
 - ⑭ その他入札に関する条件に違反した入札

8 落札候補者の決定

- (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者から、順に落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となる同価格の最低価格入札者が2者以上あるときは、くじを引かせ落札候補者を決定する。
- (3) 入札参加者は、この項の規定による落札候補者の決定に、異議を申し立てることはできない。

9 落札候補者の資格要件の確認

落札候補者は、下記の提出期限までに一般競争入札参加資格確認申請書(様式第6号)及び資格要件を満たしていることを証する書類(以下「資格確認資料」という。)を、直接持参により提出しなければならない。

(1) 資格確認資料の提出

- ① 提出期限 令和3年12月1日(水) 午前9時から午後3時まで
- ② 提出場所 神河町役場 総務課
- ③ 提出部数 1部(提出された資格確認資料は返却しない。)

(2) 提出する資格確認資料

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第6号)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ③ 建設業許可通知書又は許可証明書の写し
(支店等に権限委任している場合は、支店等の許可内容が確認できるものも添付)
- ④ 2-(3)の定めによる町税等の納税証明書(公共機関が発行した納付を証明する書面(写し可)を添付すること。)
- ⑤ 確約書 …町外業者の場合

- (3) 資格確認資料のヒアリングは実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

10 資格確認結果の通知

- (1) 資格確認の結果については、資格確認資料が提出された日から起算して3日以内(土・日曜日を除く。)に落札者に対し電話により通知する。ただし、資格に疑義が生じた場合は、この限りでない。
- (2) 落札者は、通知を受けた日に、契約に必要な書類を神河町総務課から直接受領して契約手続を行うものとする。
- (3) 落札候補者が、入札参加資格を有しないと判断された場合は、その旨を書面で通知するものとする。
- (4) 入札参加資格がないと通知された者のうち異議ある者は、町長に説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合は、通知の日から起算して3日以内に神河町総務課に、書面を持参して行わなければならない。

11 契約

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 要
 - ① 契約に際し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、落札者が契約の締結に当たり、保険会社の「公共工事履行保証証券（証券）」（2年間の瑕疵担保特約の付いたものに限る。）を付す場合は、契約保証金を免除する。
 - ② 保証の率は、契約金額の10分の1以上とし、工期の全てを保証期間に含むこと。
 - ③ 工期延長の契約変更を行った場合、保証期間の変更を行うものとする。
- (3) 支払の条件 前払金 有（契約金額の10分の4以下 5,000万円限度）
- (4) 契約の締結 落札の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

12 その他留意事項

- (1) 入札を公平に執行することが困難であると認められるときは、入札を延期又は中止することがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者に関する公表は開札後（落札者の決定後）に行うため、事前の問い合わせ等には一切応じない。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。
- (4) 当該工事は、共同企業体（神河町建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成21年神河町要綱第8号）による入札は認めない。
- (5) 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明その他の理由をもって異議を申し立てることはできない。
- (6) 資格確認資料に故意に虚偽の記載等をした場合、神河町指名停止基準に基づく指名停止措置を講ずるものとする。
- (7) 入札方法等の詳細については、事後審査型条件付一般競争入札実施要領（平成21年神河町要領第6号）で確認すること。
- (8) この工事は、工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）への登録義務付けとするので、受注業者については、契約締結後、コリンズに登録の上、「登録内容確認書（工事实績）」の写しを必ず提出すること。
- (9) 受注者は、建設資材等を調達するに当たり、神河町産品を活用するよう努めるものとする。また、神河町内に本店、営業所等がある地元販売業者から調達するよう努めるものとする。

13 問い合わせ先

神河町 総務課

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64 番地

電話：0790-34-0001 FAX：0790-34-0691